

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

国の地方創生臨時交付金を活用し、本市において以下のとおり対応を予定しておりますので、報告いたします。

記

○地域公共交通事業者支援事業

地域公共交通の担い手であるバス・タクシー事業者に対する感染症拡大防止対策への支援をするものです。

(1) 感染症拡大防止支援

新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要となる、車両等の衛生対策に必要となる経費に対し支援を行うもの。

<支援内容>

- ・ 交付対象：市内に主要路線を有するバス事業者
市内に営業所を有するタクシー事業者
- ・ 交付金額：バス事業者・300万円（補助上限）
タクシー事業者・30万円（補助上限）